

【研究ノート】昭和戦前期における仙台市中央卸売市場開設計画の展開

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-06-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 仁昌寺, 正一 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24590

【研究ノート】

昭和戦前期における 仙台市中央卸売市場開設計画の展開

仁昌寺 正 一

東北学院大学経済学部教授

<目次>

はじめに

I. 仙台市中央卸売市場開設計画の「進展」

1. 建設地点が決定しないまま推移した開設計画
2. 「合法的類似市場」としての「有限責任名取農産物販売組合」に関する問題

II. 仙台市中央卸売市場開設計画の「中断」

1. 塩竈魚市場の近代化の進展と仙台市中央卸売市場開設区域拡張の動き
2. 「仙塩合併」構想の台頭と仙台市中央卸売市場開設計画の後退

おわりに

はじめに

本稿の課題は、昭和戦前期における仙台市中央卸売市場開設計画の展開過程を検証することによって、同市においてこの計画の実現が急務とされながらも中断を余儀なくされた原因を明らかにすることである。

周知のように、生鮮食料品市場流通の要に位置し“^{いちば}市場”と通称される卸売市場の近代化過程に関する研究は、市場史研究会のメンバーを中心とする多くの人によって行われてきた¹⁾。それらの研究の大きな特徴は、誤解を恐れずいえば、① 人口集中が顕著で住民への生鮮食料品市場流通問題が極度に深刻化した六大都市（東京、大阪、横浜、京都、名古屋、神戸）に主力が注がれ、それ以外の都市、とくに地方都市に関する研究が少ないこと、② 地方都市が取り上げられる場合でも、近代における通史的研究が少ないこと、にあったように思われる。そこで筆者は、

¹⁾ 市場史研究会は、1984年に、「食料品をはじめとする生活日用品の消費財の商業・流通構造を、過去における具体的市場・流通の諸側面から実証的に研究し、共通の討議をふかめる場」（設立趣意書）として設立された。それ以来、年2回の研究大会を行い、同会会員を中心とする者の研究成果を掲載する『市場史研究』を年1回発行している。筆者は、設立当初から同会に加入し、今日と比べれば冷凍技術が著しく未発達な近代においては、青果物や水産物などの生鮮食料品の流通の中核に位置する市場が、労働力の再生産とも関連して極めて重要な役割を担ってきたことをはじめ、これまで多くのことを学ばせていただいた。

従来のような研究を少しでも前進させるべく、東北地方の中心的都市である仙台市を対象にして、生鮮食料品市場流通の近代化過程の通史的研究を行いたいと考えている²⁾。

本稿では、その研究の一環として、昭和戦前期、とりわけ1931（昭和6）年から1936（昭和11）年までの時期に限定して、冒頭に記した課題を行うことにする。始点を1931年をとしたのは、同年1月27日、商工省が、仙台市中央卸売市場開設区域の指定を行い、同卸売市場開設計画に着手された年であったからである。また、終点を1936年としたのは、同卸売市場開設計画の中断がほぼ明確になった年であるためである。

では、同卸売市場開設計画がこのような展開となったのはなぜだろうか。この点については、これまでの研究においては必ずしも明快な説明がなされているわけではない。例えば、卸売市場に関する代表的文献である卸売市場制度五十年史編さん委員会編『卸売市場制度五十年史』では、「仙台市中央卸売市場の建設の計画は、昭和五年（一九三〇）ごろから考えられ、昭和六年（一九三一）一月中央卸売市場法に基づき、農林大臣から指定区域の指定を受けて建設計画を立案、種々調査等を進めていたが、満州事変から日中戦争や第二次世界大戦のため、一時中断のやむない事情にあった」³⁾と記述されているだけである。このような説明では、① 準戦時体制期とされる1931年から1936年までの時期と、② 戦時体制期とされる1937年以降の時期が、その区別なく「戦時体制の強化」といった視点で一括されてしまい、それぞれの時期の仙台市中央卸売市場開設計画の展開過程、とくに国・宮城県の卸売市場流通政策や地域（仙台市など）の対応が等閑視させられてしまうことになる。現に、筆者は、1931年から1936年までの時期に顕著になった仙台市中央卸売市場開設計画の「中断」の原因としては、「戦時体制の強化」の影響よりも、塩竈魚市場の近代化の進展に伴って発生してきた仙台市中央卸売市場計画区域拡張の動きや、仙台市勢振興調査会によって提起された「仙塩合併」構想の推進の動きの影響の方が大きいと考えているのである。

²⁾ このような問題関心に基づいて、これまで筆者が発表した論稿は、次の通りである。「株式会社仙台魚市場設立時の一つの紛争」（中村勝編『市と鞆』、中央印刷出版部、1999年8月）、「市場」（『仙台市史 資料編6 近代現代2 産業経済』IV、仙台市、2001年9月）、「市場（いちば）」（『近現代仙台の経済と市民生活 平成13年度東北学院大学経済学部公開講義』、東北学院大学経済学部・高等教育ネットワーク仙台、2001年12月）、「『宮城県食品市場規則』公布下の仙台市の青物市場」（『市場史研究』第22号、市場史研究会、2002年11月）、「研究ノート 昭和初期仙台市の魚市場再編題——『宮城県食品市場規則』の公布（昭和3年）をめぐる——」（『東北学院大学論集経済学』第153号、東北学院大学学術振興会、2003年9月）、「『地方税規則』公布下の青物市場の紛争」（『市史せんだい』Vol.14、仙台市、2004年7月）、「昭和初期仙台市中央卸売市場開設計画の始動——資料的考察——」（『わが国における卸売市場の形成と展開に関する研究』平成14年度～16年度、科学研究費補助金研究・基盤研究（B）一般・研究成果報告書、研究代表者・岩本由輝、2005年3月）、「仙台市と宮城郡七北田村荒巻・北根の合併」（『市史せんだい』Vol.15、仙台市、2005年9月）、「明治20年代の仙台市における青物市場の再編——新聞記事を主な史料として——」（『市場史研究』第26号、市場史研究会、2006年12月）、「研究ノート 明治20年代仙台の青物市場の再編過程——『小西家文書』による検討を中心に——」（『東北学院大学経済学論集』第169号、東北学院大学学術振興会、2009年1月）、「資料 昭和30年代の青物市場の『紛擾』」（『東北学院大学東北産業経済研究所紀』第29号、東北学院大学東北産業経済研究所、2010年3月）、「資料 昭和3年仙台市と名取郡長町の合併」（『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第30号、東北学院大学東北産業経済研究所、2011年3月）、「市場」（『仙台市史 通史編8 現代1』第四章第四節、仙台市、2011年9月）。

³⁾ 卸売市場制度五十年史編さん委員会編『卸売市場制度五十年史』第三巻本編III、社団法人食品需給研究センター、1979年3月、654ページ。

上述の課題に接近するにあたり、ここで使用する主な資料は、仙台市役所がまとめた文書綴りである①『昭和三年以降 市場ニ関スル書類 第七号 商工課』、②『昭和五～九年 商工市場 仙台市役所』と⁴⁾、③ 当時仙台市で発行されていた『河北新報』の記事である。これらの資料のうち、①②は当時の仙台市役所の^{いちば}担当官が作成したと思われるもので、商工省や宮城県をはじめ、さまざまな機関・団体への連絡文書が多く収録されている。これらを利用することで、当時の仙台市中央卸売市場開設計画に関する動きを把握することが可能である⁵⁾。

以下の展開は次の通りである。Iでは、比較的順調に推移していたとみなされていた仙台市中央卸売市場開設計画が、実は建設地点の未決定という大きな問題を抱えていたこと、また市内で産業組合に加入した「有限責任名取農産物販売組合」への対応をめぐる仙台市が新たな問題の解決に直面していたことを明らかにする。IIでは、仙台市中央卸売市場開設計画の中断の主な原因が、上述の如き点にあったことを明らかにする。最後に、以上の考察を総括する。

I. 仙台市中央卸売市場開設計画の「進展」

1. 建設地点が決定しないまま推移した開設計画

(1) 1931年段階の仙台市中央卸売市場開設計画の進展状況

1929（昭和4）年8月、商工省は中央卸売市場開設の第二次計画を打ち出した。この計画は、仙台市を含む8万人以上の29都市に対して中央卸売市場を配置しようとするものであった。これに基づき、商工省は、1931年1月、仙台市中央卸売市場開設区域の指定を行った⁶⁾。この区域は、当時の仙台市域に名取郡七北田村の一部である荒巻・北根地区を加えたものであった（図-1参照）⁷⁾。かくして仙台市中央卸売市場開設計画が本格的に動き出した。なお、中央卸売市場開設計画の中で、建設地点の決定などに先行して開設区域の決定が行われるのは、その開設区域において⁸⁾、中央卸売市場の生鮮食料品の集出荷機能や価格形成機能を確保する必要があったからであ

⁴⁾ この①と②は仙台市博物館に所蔵されている。

⁵⁾ 以下、この二つの文書綴りに収録されている文書の引用にあたっては、個々の文書名と発行年月日はそのまま表記するが、出典については、①『昭和三年以降 市場ニ関スル書類 第七号 商工課』からのものについては仙台市役所・文書綴り（I）と略記し、②『昭和五～九年 商工市場 仙台市役所』からのものについては仙台市役所・文書綴り（II）と略記する。また、これらの文書の引用にあたっては、原文で使用されている漢字を可能なかぎり常用漢字に直し、引用者の判断で句読点を入れた。なお、引用した文書はすべて縦書きであったが、本誌の規定により横書きにしている。□は判読不可能な語句や数字である。

⁶⁾ 東京市・京都市・大阪市・横浜市・神戸市・名古屋市の6大都市の中央卸売市場区域の指定は、すでに、「中央卸売市場法」が成立した1923（大正12）年の12月27日に農商務省によって行われていた（前掲『卸売市場制度五十年史』、961-963ページ）。

⁷⁾ 1929（昭和4）年8月の商工省による中央卸売市場・第二次開設計画の発表から仙台市中央卸売市場開設区域決定までの詳細な経緯については、仁昌寺正一「昭和初期仙台市中央卸売市場開設計画の始動——資料的考察——」（『わが国における卸売市場の形成と展開に関する研究』平成14年度～16度、科学研究費補助金研究・基盤研究（B）一般・研究成果報告書、研究代表者・岩本由輝、2005年3月）、同「仙台市と宮城県七北田村荒巻・北根の合併」（『市史せんだい』Vol.15、仙台市、2005年9月）を参照されたい。

⁸⁾ この開設区域の範囲は、行政区域とは異なるもので、主に生鮮食料品の配給圏となる経済区域を指している（前掲『卸売市場制度五十年史』960ページを参照されたい）。

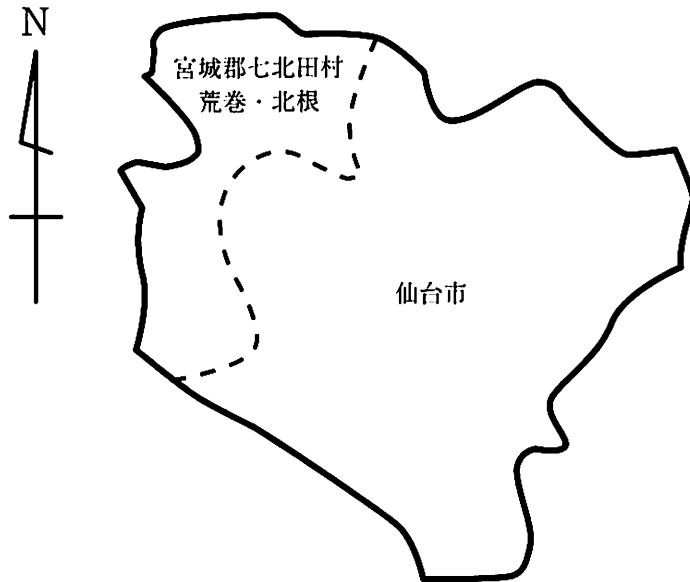


図-1 商工省が1931（昭和6）年1月27日に指定した仙台市中央卸売市場開設区域
（注）同区域は、1931（昭和6）年4月1日から新たな仙台市域となる。

る。そのため、1923年に制定された中央卸売場法には、同開設区域内において中央卸売市場と同じような機能を有する「類似市場」の閉鎖条項が盛り込まれていた⁹⁾。

では、その後の状況はどのようであったのか。まず、1931（昭和6）年12月までの時期における大きな特徴をピックアップしてみることにしよう。

（i）国・宮城県による仙台市への再三の中央卸売市場開設計画の提出要請

第1に、同年9月頃まで、国・宮城県による再三の仙台市中央卸売市場開設計画の提出要請に対して、仙台市からの回答がほとんどなされなかったことである。

1931年2月17日、宮城県内務部長は、仙台市長に対して次の文書を送付している。

「一一七

昭和六年二月十七日

宮城県内務部長 坂本 暢

仙台市長 渋谷 徳三郎 殿

中央卸売市場ニ関スル件依命通牒

中央卸売市場法ノ適用ヲ受クヘキ市場区域ニ関シ一月二十八日商工省告示第四号ヲ以テ告示相成候処、其ノ筋通牒ノ次第モ有之候条、事情ノ許ス限り可成速ニ市場開設計画ヲ進捗スル

⁹⁾ 例えば、同法第6条では「主務大臣は第2条の規定に依る認可を与ふるときは其の中央卸売市場の業務の開始に至る迄の間に於て開設者の意見を聞き、其の中央卸売市場の取扱品目に付、当該指定区域内に於て中央卸売市場類似の業務を為す市場の閉鎖を命ずることを得、中央卸売市場の取扱品目を追加するとき亦同じ」とされている。

様、御配慮相成度

追テ左記事項ハ其ノ時ニ報告相成度

記

- 一、開設計画調査ノ為、特ニ調査機関ヲ設置セントスルトキハ、其ノ要綱（調査機関名、組織、調査要綱、調査員名、其ノ他）
- 二、調査機関ノ調査結果
- 三、開設ニ関スル計画ヲ市会ニ提出セントスルトキハ其ノ要領
- 四、開設予定期ヲ定メタルトキハ其ノ年月日
- 五、其ノ他必要ト認ムル事項

以上 』¹⁰⁾

このように、宮城県内務部長は、仙台市長に対して、できるだけ速やかに中央卸売市場開設計画を策定してほしいと催促している。また、その開設計画を実行に移すべく事前調査のための調査機関を設置するときには、その要綱、調査機関による調査結果、開設予定年月日などを報告することを申し入れている。

これに続けて、4月11日にも、宮城県内務部長は、仙台市長に次の文書を送っている。

「商第三六三号

昭和六年四月十一日

宮城県内務部長

仙台市長 殿

中央卸売市場ニ関スル件照会

中央卸売市場法ニ依ル市場開設進捗方ニ関シテハ本年二月十七日商第一一七号ヲ以テ通牒置候ニ付、夫々之カ準備中ノコト存セラレ候ヘ共、各都市中ニハ中央卸売市場開設ノ具体的ノ計画ヲ樹立シ、或ハ其ノ開設ヲ希望シ来レルモノモ不少趣ニ有之候条、貴市ニ在リテモ此ノ際開設計画ノ樹立ヲ促進スルコトニ一層ノ御努力相成度、尚左記事項其ノ筋ヘ報告上ノ必要有之候条、至急回報相成度

記

- 一、中央卸売市場開設計画ノ進捗状況
- 二、事業計画、開設時期、取扱品目、位置、規模、建設費等ノ大要
- 三、市場建設費ニ充当スル為、低利資金ノ融通ヲ希望スルモノニ在リテハ其ノ所要見込額
- 四、其ノ他参考トナルヘキ事項

』¹¹⁾

これは、2月17日に続く2回目の中央卸売市場開設計画の進展状況の報告の催促である。すでに具体的な計画を策定している都市もあり、また開設を希望している都市も少なくないので、仙台市でも早急に計画を作成するように努力してほしいこと、そして現在までの計画の進捗状況などを商工省に報告しなければならないので至急回答してほしいことを要請している。

¹⁰⁾ 「中央卸売市場ニ関スル件依命通牒」、1931（昭和6）年2月17日、仙台市役所・文書綴（Ⅱ）。

¹¹⁾ 「中央卸売市場ニ関スル件照会」、1931（昭和6）年4月11日、仙台市役所・文書綴（Ⅱ）。

これに対して、4月14日、仙台市は宮城県に対して次の返書を送付している。

「中央卸売市場開設計画ノ件

中央卸売市場開設計画ノ促進方ニ関シ、別紙ノ通り照会アリタル処、本件ニ就テハ夫々調査
考究ノ上、具体的計画ヲ樹立スルノ必要アリ、先ツ以テ調査機関ノ設置ト既ニ業務ノ開設ヲ
見タル京都、横浜、及東京等ノ中央市場ニ付キ調査ヲ遂クルヲ緊要ナリト思料セラルモ一応
別紙供高覧」¹²⁾

このように、仙台市は、中央卸売市場開設計画の策定にあたっては、当面、調査機関の設置、及び中央卸売市場の既設都市の調査を行うことが重要であると判断していることを伝えているだけである。まだ、宮城県が回答を求めた中央卸売市場開設計画の進捗状況に関する具体的事項に応じられる段階に達していなかったといえる。

このようなやりとりがあった後の同年6月11日、宮城県内務部長は、仙台市長に対して、3回目の中央卸売市場開設計画の提出を催促している。それが次の文書である。

「商第三六三号

昭和六年六月十一日

宮城県内務部長

仙台市長

中央卸売市場ニ関スル件照会

中央卸売市場法ニ依ル市場開設計画ニ関シテハ、本年二月十七日商第一一七号、及四月
十一日商第三六三号ヲ以テ照会置候処、右至急報告方、其ノ筋申越ノ次第モ有之候条、此際
取り急キ回答相成度」¹³⁾

このように、商工省からの「申越ノ次第」もあるので「取り急キ回答相成度」としている¹⁴⁾。

それから、約3カ月後の9月16日、宮城県内務部長は、仙台市長に対して、4回目の中央卸売市場開設計画提出の催促をしている。それが次の文書である。

「商第三六三号

昭和六年九月十六日

内務部長

仙台市長 殿

中央卸売市場ニ関スル件照会

中央卸売市場法ニ依ル市場開設計画ニ関シ本年二月以降、再三照会置候処テ左ノ報告ニ接
シテ特ニ其ノ筋ヨリ至急提出方申越有之候条、折返回答相成度
追テ右報告予定期、及進行状況ハ直ニ御報告相成度」¹⁵⁾

¹²⁾ 「中央卸売市場開設計画ノ件」、1931（昭和6）年4月11日、仙台市役所・文書綴（II）。

¹³⁾ 「中央卸売市場ニ関スル件照会」、1931（昭和6）年6月11日、仙台市役所・文書綴（II）。

¹⁴⁾ しかし、回答の文書は保存されていない。このことから判断すれば、回答がなされなかったかもしれない。

¹⁵⁾ 「中央卸売市場ニ関スル件照会」、1931（昭和6）年9月16日、仙台市役所・文書綴（II）。

この文面からは、宮城県も商工省との関係で相当困っている様子がうかがわれる。

これに対して、9月17日、仙台市長は、次のような回答文書を宮城県内務部長に送っている。

「 年 月 日

市長

宮城県内務部長宛

中央卸売市場ニ関スル件

標記ニ関シ九月十六日付勅第三六三号ヲ以テ御照会ノ次第モ有之候処、本年一月二十八日付商工省告示第四号ニヨリ仙台市中央卸売市場ノ区域ヲ指定セラレ、爾来右ニ関スル各種ノ調査ヲ進メ、可成速ニ市場開設ノ見込ヲ以テ、近ク産業調査委員会ニ付議シ審議ノ結果ニヨリ計画案ヲ決定シ御報告可致候条、御了承相成度、此段及御回答候也」¹⁶⁾。

このように、「近ク産業調査委員会ニ付議シ審議ノ結果ニヨリ計画案ヲ決定シ」、その上で報告するので待ってほしいと伝えている¹⁷⁾。

しかし、それでもなお、すぐには仙台市からは仙台市中央卸売市場開設計画の報告がなされなかったようである。その結果、同年10月14日には、商工省が宮城県に対して、仙台市の中央卸売市場開設計画の提出を催促する次の文書を送付している。

「 昭和六年十月十四日

商工省事務局 木村 久平

宮城県商工山林課長 木村 強 殿

拝啓益御清栄奉賀候、陳者仙台市中央卸売市場開設計画ニ関シ商務局長ヨリ知事宛予テ(本年三月十三日、六月五日、及九月十五日)照会致置候処、未ダ何等ノ御回答無之如何相成居哉、実ハ他ノ県ヨリハ全部回答ニ接シ居ル事情ニシテ仙台ノ分判明次第、所要低利資金ニ関シ預金部ト交渉致度心組ニ有之候間、至急御回答相成様御配慮願上候

敬具」¹⁸⁾

これは、これまでの再三の照会に対して、仙台市からの「未ダ何等ノ御回答無」ことを追及するかのような商工省の厳しい姿勢がみてとれる文書である。この時期、商工省が回答を急いでいたのは、中央卸売市場の建設資金確保のための「所要低利資金ニ関シ」で大蔵省の「預金部ト交渉」する必要があったからである。その交渉が、仙台市からのみ回答がないので行えないでいるというのである。

これを受けて、10月21日、宮城県内務部長は仙台市長に対して次の文書を送付している。

「商第三六三号

昭和六年十月二十一日

宮城県内務部長

¹⁶⁾ 「中央卸売市場ニ関スル件」、1931(昭和6)年6月16日、仙台市役所・文書綴り〔II〕。

¹⁷⁾ 「産業調査委員会」は仙台市会に設置されていた調査機関である。

¹⁸⁾ 文書名記述なし、1931(昭和6)年10月14日、仙台市役所・文書綴り〔II〕。

仙台市長 殿

中央卸売市場ニ関スル件照会

標記ノ件ニ関シ九月十七日商第四九七号ヲ以テ御回答ノ次第モ有之候処、商工省ニハ貴市ノ分回答ヲ候テ低利資金、其他ノ計画ヲ進行可致ニ付、至急回答方特ニ申越有之候条、先以テ貴職ノ御見込ニ依ル計画案折返御回報相成度

以上」¹⁹⁾

このように、「至急」に「貴職ノ御見込ニ依ル計画案」について回答するように依頼している。

では、商工省や宮城県の再三の催促にもかかわらず、仙台市はなぜ中央卸売市場開設計画の策定を行うことができなかったのであろうか。それは、端的に言えば、同市における中央卸売市場の建設地点を絞り込めないうからであった。

1931年5月7日の『河北新報』の記事によれば、仙台市は中央卸売市場建設の有力な候補地を2カ所挙げており、「一ヶ所は現在の河原町青物市場に近い南材木町小学校裏の田圃。一ヶ所は仙山鉄道と東北本線とが交叉し梅田川が流れる小田原田圃」であった。これらのうち、「南材木町小学校裏の田圃」は、「野菜の本場、南小泉と中田村を近くに持つ上、従来も手近に河原町と長町の両青物市場との中間にあつて停車場を設けるとの噂もある地点なだけ鉄道引込線だつてそう面倒でなく出来る訳である」とされ、「小田原田圃」は、「『魚類の水揚げ地、塩釜港を度外視して魚市場を設ける訳には行かぬ』とは海産物商はもとより市当局でも認めているが、此立脚地から噂に上つたのが小田原田圃。仙山鉄道便が一層便宜になり、仙台鉄道局も此所ら辺に停車場を設けようとの意向もある由だから南材木町に劣らぬ好候補地」とされ、「こう並べて見ると、南材校裏は従来の市場があるという強みがあり、小田原田圃は塩釜に近いという強みを有し、いづれとも軍配が上げるかねる訳」と報じている。

しかし、仙台市ではその後も建設地点の決定は難航していた。1931年9月6日の『河北新報』の記事は、「仙台市は本年一月中央食料品卸売市場の指定区域となつたが、開設者たる仙台市ではこの指令を受けたものの開設行悩みの有様である」、「果たしていつ具体案が出来るか、見当さえつかぬ有様である」と報じている。

いずれにせよ、仙台市が、中央卸売市場開設計画の策定段階で、最も重要な建設地点の決定に関してかくも混迷した状況にあったことは、この後の同計画の展開に大きな問題を生じさせることになった。

(ii) 仙台市による中央卸売市場開設案の提示

第2に、1931年10月に、仙台市による中央卸売市場建設計画案の提示がなされたことである。

既にみたように、仙台市は、国（商工省）や宮城県の度重なる催促にもかかわらず、同市の中央卸売市場の建設地点の決定ができなかったために、その開設計画の策定が思うように進んでいなかった。しかし、1931年10月27日、仙台市は、宮城県内務部長への送付文書において、一

¹⁹⁾ 「中央卸売市場ニ関スル件照会」1931（昭和6）年10月21日、仙台市役所・文書綴〔II〕。

応の開設計画を提出した。その冒頭部分をみてみよう。

「 案

年 月 日

市長

宮城県内務部長 宛

本市中央卸売市場ニ関シ十月二十一日付商第三六三号ヲ以テ御照会相成候処、不取敢左記ノ
通及御回報候条、可然御取計相煩度、尚審議ノ結果、計画案確定ノ場合ハ自然今回ノ御報告
ト相異ヲ来ス事有之哉モ別図ニ付御了承置相成度候

記

一、中央卸売市場開設計画進捗状況

本年一月二十八日商工省告示第四号ヲ以テ仙台市中央卸売市場ノ区域ヲ指定セラレタル
ルニ依テ成ルベク速ニ開設ノ見込ヲ以テ本市常設委員設置規程ニ依ル産業調査委員会
ニ付議シ、又官民有識者、関係当業者等各方面ノ意見ヲ徴シ計画案確定ノ予定トス。

二、事業計画、開設時期、取扱品目、位置、規模、建設費等ノ大要

開設者	仙台市
名称	仙台市中央卸売市場
位置	仙台市
開設時期	未定

1 取扱品目 鮮魚、塩干魚、乾物、蔬菜、果実、鳥卵、肉類²⁰⁾ (以下、略)

この案は、文字通りの「計画案」にすぎないものであり、国からの厳しい催促に対して、やむ
をえずに作成されたものであった。そのため、「計画案確定ノ場合ハ自然今回ノ御報告ト相異ヲ
来ス事有之」としているほか、また開設時期も「未定」となっている。さらに肝心の「位置」（建
設地点）については「仙台市」とされているだけであり、具体的な建設場所は明記されていない。

その一方で、建設費予算だけは計上されている。建設費の総額は約 50 万円でその内訳は、市
債による調達分が 47 万 4,000 円、国庫補助金が 2 万 6,000 円となっている²¹⁾。その使途の内訳は、
用地費 17 万円、建築費 18 万 4,550 円、設備費 7 万 9,500 円、建設諸費・補償費・予備費 6 万 5,950
円となっている

いずれにせよ、中央卸売中央市場の建設資金だけは確保しておこうとする仙台市の姿勢がみて

²⁰⁾ 「案」、1931（昭和 6）年 10 月 27 日、仙台市役所・文書綴〔II〕。

²¹⁾ なお、これらの予算関係の金額の内容について、当時の仙台市の市場の担当官が、次のように考えていた
ことは興味深い。

「○国庫低利資金の融通と設備費の補助

尚、御参考までに申し上げますが、市場の建設資金として、年利 4 分 5 厘、20 年乃至 25 年償還の国庫
低金利資金の借入れと設備費 3 分の 1 以内の国庫補助を受くる見込みがあります。又市場の経済は経営
費と償還費の二つとなるので、償還費は即ち建設資金の償還費で大体地代と建設費の元利であります。
市場将来の為には成るべく広い土地を希望するは勿論であります。金を固定する不利を伴います。然
しながら此の償還終了後は市の恒久財源となるもので、市場の建設は資源であり、負債でないと申して
も過言ではあるまいと申します。」（作成年月日不明、仙台市役所・文書綴〔II〕）

とれる。

こうして、仙台市の中央卸売市場開設計画は、内容が不十分なまま進展していくことになるのである。

(iii) 「中央卸売市場懇談会」の開催

第3に、それから約1カ月後の11月25日、仙台市の主催で「中央卸売市場懇談会」が開催されたことである。

この懇談会は、仙台市の中央卸売市場計画案の中にある「関係当業者等各方面ノ意見ヲ徴シ計画案確定ノ予定トス」という規定に従って開催されたものであったが、「関係当業者」として招聘されたのは、市内河原町にあった二つの青物市場の会社（「株式会社仙台青物市場」、「株式会社仙台果実市場」、市内肴町にあった魚市場の会社（「株式会社仙台魚市場」）という三社の代表者のみであった。これらの市場は、「一地区一種類一市場」方針を打ち出した「宮城県食品市場規則」（1928年公布）によって認められた仙台市の代表的市場であった。他方、これら以外の市場、例えば同規則で例外的に認められた産業組合加盟の「有限責任名取農産物販売組合」（通称長町青物市場）などは招聘されなかった²²⁾。しかしながら、この懇談会においては、「株式会社仙台青物市場」の代表から、次回からのこの懇談会には「名取農産物販売組合も参加セシムル可トス」という要望が出された。この組合が仙台市民に供給する青物（野菜・果物）の量は膨大なものであり²³⁾、同組合の意向を無視しては中央卸売市場開設計画を進めることは得策ではないと考えられていたからであろう。

さて、この懇談会の具体的な内容は「仙台市中央卸売市場懇談会摘録（昭和六、一一、二五日）」²⁴⁾で知ることができるが、その中でとくに留意しておきたいと思われるのは次の二つである。

一つは、「市場区域ハ現仙台市ニテ可ナルヤ」という問いに対し、参加業者3社の総意が「現仙台市ノ区域ヲ適当トス」というものであったとされているものの、具体的な発言内容をみると、青物市場側の「株式会社仙台青物市場」及び「株式会社仙台青果市場」の代表者と、魚市場側の「株式会社仙台魚市場」の代表者では、仙台市中央卸売市場開設区域に対する考えが異なっていることがわかる。例えば、「株式会社仙台青物市場」の代表である武者廣志が「現行の区域デ適当トスル」と答えているのに対して、株式会社仙台魚市場の畑谷兵助は、「市場区域ヲ拡張スルコトハ希望スル所デ、塩釜、関上等ヲ含メバ最モ結構デアル」と発言している。つまり、前者は、1931（昭和6）年1月27日に商工省が決定した仙台市中央卸売市場区域（当時の仙台市

²²⁾ このような結果となった「宮城県食品市場規則」後の仙台市の青物市場における再編過程については、仁昌寺正一「『宮城県食品市場規則』公布下の仙台市の青物市場（『市場史研究』第22号、市場史研究会、2002年11月）、同「研究ノート 昭和初期仙台市の魚市場再編題——『宮城県食品市場規則』の公布（昭和3年）をめぐって——」（『東北学院大学論集経済学』第153号、東北学院大学学術振興会、2003年9月）を参照されたい。

²³⁾ この当時の「有限責任名取農産物販売組合」の青物の総売上高については、84ページで引用している仙台鉄道局運輸課発行の資料を参照されたい。

²⁴⁾ 「仙台市中央卸売市場懇談会摘録（昭和六、一一、二五日）」、1931（昭和6）年11月25日、仙台市役所・文書綴（II）。

に宮城郡七北田村荒巻・北地区を加えた範囲)を適当とすると主張したのに対し、後者はこれに加え、既に魚市場のある塩竈地域や閑上地域にまで区域を拡張すべきと主張していたのである。

もう一つは、仙台市中央卸売市場が開設した場合、そこで営業を行う卸売業者が1928年6月公布の「宮城県食品市場規則」に沿って選定された代表的市場の卸売業者であることを、仙台市が明確にしていることである。このことは、「株式会社仙台青物市場」の代表である武者廣志が「本市ガ中央卸売市場ノ指定トナツタ結果、本県令食品市場規則ニ依リ経営セン現在ノ市場ハ如何ニナルモノカ」と問うているのに対し、仙台市長渋谷徳三郎が「現在ノ市場ハ中央市場開設ノ場合、優先権ヲ有スル」と答えていることでもわかる。つまり、仙台市中央卸売市場が開設した場合、そこに優先的に収容される卸売業者は、青果物部門では「株式会社仙台青物市場」と「株式会社仙台果実市場」で営業している卸売業者、水産物部門では「株式会社仙台魚市場」で営業している卸売業者であるとされているのである。そして、そのことは、同時に、同規則の例外措置として営業を許可された「有限責任名取農産物販売組合」などは、仙台市中央卸売市場への収容の優先権を与えられることはないということを意味していたのである。

(2) 1932(昭和7)年～1934(昭和9)年段階の仙台市中央卸売市場開設計画の進展状況

次に、1932年～1934年における仙台市中央卸売市場開設計画の進展状況をみてみよう。大きな出来事としては、次の二つがあげられる。

(i) 既設中央卸売市場開設都市の視察

一つは、仙台市会議員で構成される仙台市産業調査委員会が、1933(昭和8)年10月11日から21日にかけて、東京、横浜、京都、大阪、神戸、高知といった他都市の中央卸売市場の視察を行ったことである。

仙台市は中央卸売市場開設計画の推進にあたって、この視察に大きな期待をかけていた。そのことは、この視察に際して作成された「視察要綱」に、「今回ノ視察ハ既設都市ニ於ケル中央卸売市場建設事情、並経営状況等ヲ調査シ、以テ中央卸売市場法ニヨリ指定地ニ編入セラレタル我が仙台市ノ該市場建設ノ参考資料タラシメントスルニアリ」とされていることにも表れている²⁵⁾。

この間、1933年8月12日には、商工省商務局長から仙台市長に対し、中央卸売市場の建設資金に関する問い合わせがあった。それに対し、仙台市長は8月19日、以下のような回答をしている。

「 年月日 市長

²⁵⁾ 「視察要綱」、1931(昭和6)年12月20日、仙台市役所・文書綴〔II〕。また、「中央卸売市場ハ魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及ヒ果実等ノ所謂生鮮食料品ニ対シ、規模、設備、運輸、貯蔵、衛生等各般ノ設備ヲ遺憾ナク完備シ、以テ需用供給ノ関係ヲ円滑ニ、然カモ合理的経営ニヨリテ、市価ノ公正、市民ノ保健、都市経済ノ発達ニ資セントスルモノニシテ、理論的又ハ理想的見地ヨリ大仙台ノオ台所、廿万市民ノ生活線ノ兵站部タル中央卸売市場ノ開設一日モ早カラントヲ要望シテ止マザル所ナリ」(同資料)ともされている。この視察を機に、一挙に、20万市民の生命線と位置付けられる一大中央卸売市場を建設しようとする仙台市の姿勢が感じられる。

商工省商務局長宛

中央卸売市場建設資金ニ関スル件

八月十二日付八商局第八三七号ヲ以テ本市中央卸売市場開設計画ニ関シ御照会相成候処、右ハ予テ産業調査委員会ニ於テ研究中ニ有之、今般参考トシテ、東京、横浜、京都、大阪、神戸、高知等ノ各既設市場ヘ視察ノ為メ、近日出発予定ニ付、右視察ノ結果ニ依リ、具体案作製ノ上、更メテ御報告可致候ヘ共、差向先ニ及御報告置候、左記計画ニ依リ可然御配慮相煩度、此段御回答旁々及御依頼候也

記

- 一、低利資金融通所要額 四十七万四千円
- 二、低利資金融通アルトキハ実施ニ着手シ得ル見込ナリ
- 三、低利資金借入ハ昭和九年度ノ見込トス
- 四、事業計画及開設計画ノ其後ノ進捗状況

1. 昭和九年度工事着手、同十年度完成ノ予定
2. 設計図、確定セズ
3. 所要費用総額五十万円 ²⁶⁾ (傍線……引用者)

この中で「視察ノ結果ニ依リ、具体案作製ノ上、更メテ御報告可致候」としていることや、開設の予定を「昭和九年度工事着手、同十年度完成ノ予定」としていることから、この視察を機に、仙台市中央卸売市場開設計画を一挙に推進しようとする姿勢をみてとることができよう。

視察後の11月、総勢8名の参加者による膨大な報告書が作成された。この報告書は、これらの視察参加者が先進地域の中央卸売市場をどのように見学したかが詳細に記されている。ここではその内容を詳しく紹介することはできないが、市議員であり産業調査委員でもあった鴻巣栄一が、仙台市中央卸売市場の建設地点に関して次のように記述していることは注目に値しよう。

「尚この機会に吾が仙台市に就て自己の意見を披歴すれば、仙台市の指定せられたる区域は現在開設せられたる他都市に比較して余りに狭小の様に痛感せられ、現在の指定区域の範囲内を以てしては到底充分なる新市場の機能を發揮することは至難のことと思われる。少くとも先進他都市に於て見るが如く仙台市を中心として名取郡の一部、宮城郡の一部を包含するに非れば、将来の都市対抗の集散的模範市場としてその価値並に機能は十分認識せらるゝに至らぬであらう。」²⁷⁾

この中の「名取郡の一部」とは魚市場のある閑上地区、「宮城郡の一部」とは魚市場のある塩釜地区を指すものであると考えられる。他都市の中央卸売市場を視察した上で、仙台市中央卸売市場開設区域にはこれらの地区を加えた方がよいとの判断がなされていることの意味は大きい。

²⁶⁾ 「中央卸売市場建設資金ニ関スル件」、1933（昭和8）年8月、仙台市役所・文書綴〔II〕。

²⁷⁾ 「中央卸売市場視察報告書」、1933（昭和8）年11月、仙台市役所・文書綴〔II〕。なお、鴻巣の報告分の末尾には「昭和八年十一月記」とされている。

(ii) 仙台市中央卸売市場開設準備委員会の開催

第2に、1934（昭和9）年4月に、仙台市中央卸売市場開設準備委員会が開催されたことである。

この委員会の設置は、同年2月9日の仙台市会の産業調査委員会において決められた。そして周知の準備を経て、同年4月11日にその第1回目の委員会が開催された。この委員会では、市場準備委員、市会議員、商工会議所議員、当業者、関係官公吏など130名が参加して、午後1時から4時間余りにわたって行われた。このとき、10月下旬に行われた視察の報告も行われ、大きな盛り上がりを見せた。講演した商工省の松田技師も、「仙台市ニ於カレテモ此ノ機会ニ於テ従来ノ市場ヲ統制シ時代ニ順応シタ中央卸売市場ヲ建設セラレ内容ノ充実シタ健全ナルモノガ一日モ早く出来ル様、私カラ切ニ御願ヒシテオク」と訴えた²⁸⁾。

かくして、仙台市中央卸売市場開設計画は、その実現に向かってさらに大きく前進しようとしていた。

2. 「合法的類似市場」としての「有限責任名取農産物販売組合」に関する問題

前述のように、「宮城県食品市場規則」と「中央卸売市場法」は、ともに「一地区一種類一市場」方針を採用していたとはいえ、その適用のしかたや程度には大きな違いがあった。前者は、「一地区」内において、主要な卸売市場のほかには例外的措置としていわゆる「類似市場」を存続させることもあった。つまり、その適用は弾力的であった。これに対し、後者は、中央卸売市場としての機能を十分に発揮させるために、「類似市場」に対しては閉鎖を命じるなど極めて厳しい措置を講じていた。このため、中央卸売市場開設計画の進展に伴って、府県例規則（宮城県では1928年に公布された「宮城県食品市場規則」によって例外的に認可された「合法的類似市場」に対してどのように対応すべきかが大きな問題としてきた。実際、この問題は、これらの「合法的類似市場」が閉鎖をまねがれるための様々な対策を講じてくるようになるため、より複雑なものとなっていった。このような状況は「有限責任名取農産物販売組合」のケースも同様であった。

この問題は、そもそも、「有限責任名取農産物販売組合」が、「市場なのかどうか」という問題を含んでいた。宮城県の立場は、例外的措置であるとはいえ、「宮城県食品市場規則」²⁹⁾にしたがって宮城県知事に市場開設許可願を提出し、認可されたものであるから、市場そのものであるというものであった。実際、同組合は、1929（昭和4）年8月20日、「本組合ノ販売ハ糶売ノ方法ニ拠ル」（第六条）、「本組合ハ組合員ヨリ正当ノ事由ナクシテ販売ノ委託ヲ拒ムコトヲ得ズ」（第九条）、「本組合ガ販売委託ヲ受ケタル場合ニ於テ組合員ヨリ收受スル手数料ハ売上金ノ百分ノ五トス」（第十条）、「組合員ニ対スル仕切金ハ、特約ナキ限り、委託物ノ販売終了ノ翌日迄ニ之ヲ支払フベシ」（第十一条）、「市場ニ於ケル売買ハ、特約ナキ限り現金取引トス」（十二条）といった

²⁸⁾ 「中央卸売市場第一回準備委員会並ニ講演会々議摘録」〈「関係番号 九年商工第七二号 昭和九年四月十一日 中央卸売市場第一回準備委員会並ニ講演会関係書類一括」〉、1934（昭和9）年4月11日。仙台市役所・文書綴（Ⅱ）。

²⁹⁾ 1928（昭和3）年6月21日公布の「宮城県食品市場規則」（宮城県令第第三二号）は、同年6月22日発行の「宮城県公報」第203号に掲載されている。全体は31条からなっている。

条項が盛り込んだ「食品市場開設許可願」を宮城県に提出していた。したがって、この組合は市場の機能を持っているものとして認可されたことになる。

しかしながら、他方で、この組合は、産業組合法の第一条2項「組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セシテ之ヲ売却スルコト（販売組合）」³⁰⁾を適用されたものであるから、その店舗は組合員である農家が生産した農産物の販売所でしかありえなかった。

このような位置付けを有する「有限責任名取農産物販売組合」であったが、その内実は、この市場で活動する問屋によって青物市場の機能を発揮し、河原町の青物市場（「株式会社仙台青物市場」と「株式会社仙台果実市場」）を超える売り上げ高を達成していたのである。このことは、1931年10月頃の「有限責任名取農産物販売組合」の状況を伝えた仙台鉄道局運輸課作成の『東北の市場』にも記されている。次の通りである。

「昭和三年六月、宮城県令としての食品市場規則が公布され一地区一市場主義のもとに、仙台市と長町との合併後に於ける当市場としては河原町青物市場に一步を譲り、当然廃止のやむなき運命に置かれたのである。ここに於いて本市場と不可分の関係にある付近青物問屋は大いに驚き、種々研究の結果、市場規則第五条但書による産業組合組織による市場に改め、定款を作製して出願し、本年六月許可（昭和5年2月5日許可の間違い……引用者）と同時に開設、今日に至るものである。よって本市場は性質上、移出入品の取扱は絶対にしない事になっているが、本市場を囲繞する旧来からの個人経営による青物問屋六店は此の短を補いつつ、専ら移出入品を取扱っている為め、実質上他の市場と何等異なる所なく、むしろ少額の資本によって大なる効果を収め居るが如き状況である。……一ヶ年の総売上高は十八万円となり、仙台市河原町の青物市場よりも遥に多い事となる。」³¹⁾（傍線……引用者）

ところが、仙台市中央卸売市場開設計画を実現しようとする立場に立つ商工省の「有限責任名取農産物販売組合」に対する基本的方針は、同組合を閉鎖することであった。そのことは、1932（昭和7）年3月23日に行われた仙台市との協議において、商工省の市場担当者が

「名取農産物販売組合経営ノ蔬菜市場ハ卸売市場ナルモ、中央市場開設ノ場合、他卸売業者ト合同収容セラレザルヲ以テ、組合経営ノ市場ヲ廃シ立売場ヲ設ケ収容スルモ一方法ナラン、之等ハ県、市、農会ト連絡シ適当ナル解決ヲ告グベク更ニ調研究ヲ要ス」³²⁾

と述べていたことでも明らかである。具体的には、市場の主管省である商工省は、この「組合経営ノ市場ヲ廃シ」て、新たに建設される中央卸売市場の一角に設けた「立売場」で営業させることを検討していたのである。

³⁰⁾ 明治33年3月6日（『法令全書』、明治三十三年和（コ）第七号、巻之一、61～75ページ。また、同法では、第二条で「有限責任組合ニ在リテハ組合員ノ全員カ出資額ヲ限度トシテ責任ヲ負担シ」とも規定していた。

³¹⁾ 仙台鉄道局運輸課「東北の市場」、1932（昭和7）年4月発行、107ページ。

³²⁾ 「中央卸売市場調査ノ為、東京、横浜両市出張復命書」、1932（昭和7）年4月18日、仙台市役所・文書綴（II）。それによれば、勸業課技手長谷川謙二が、「三月二十一日ヨリ同二十四日ニ至ル四日間、中央卸売市場ニ関スル調査ノ為、東京、横浜両市へ出張被命、商工省並両市中央卸売市場ニ就キ調査ヲ為シ、二十四日帰庁ニ付、要綱ヲ具シ左記ノ通及復命候也」とされており、東京・横浜の中央卸売市場の調査の折り、商工省を訪れたことがわかる。

このようななか、「有限責任名取農産物販売組合」は、産業組合であることを前面に出して、同組合の存続にむけた取り組みを行うようになっていった。ここで紹介するのは、同組合への市場税の課税の可否について、仙台市や宮城県にはたらきかけている文書である。

事の発端は、1931年11月、宮城県が当組合に「食品市場開設許可願」を許可した事実に基づいて、市場税を課したことにあった。その根拠は、「宮城県税賦課徴収規則」の第32条に「雑種税ヲ課スヘキ種類左ノ如シ」として「三 市場」があげられ、第37条で「市場税ハ常設、臨時ニ区分シ、種別及市町村等ノ等位ニヨリ定額ヲ以テ賦課ス」とされていたことであつた。

これに対して、同年12月7日、「有限責任名取農産物販売組合」の組合長菅井繁守は、宮城県知事湯沢三千男に次の文書を提出している。

「
有限責任名取農産物販売組合
組合長 菅井 繁守

宮城県知事 湯沢三千男 殿

本組合ノ販売所ハ先ニ市場トシテ許可相成市場税賦課ノ処、其内容ハ一般市場ト全ク趣旨ヲ異ニシ食品市場令ニ依ラザル他ノ法令ニ依リタルモノナルヲ以テ共同販売所ト名称変更相願度、従テ産業組合法第六条ニ依リ市場税免除ノ御詮議相成度、別紙理由書相添ヘ此ノ段奉懇願候也」

理由

県令第三十二号昭和三年六月二十三日発令ノ食品市場規則第一条ニ依レハ本令ニ於テ食品市場トハ食用ニ供スル生魚貝類、塩干魚類、肉類、鳥及卵類、生野菜、及生果実類ノ売買取引ニアラスシテ、単ニ組合員ノ生産物ヲ売却スルニ過キス、且ツ其ノ売却品目ノ如キモ□ニ食用品ノミニアラス、定款第四十二条ニヨリ総テ農産物ヲ売却スル場所ナリトス。同則第五条ハ卸売市場開設ノ場合ヲ規程シタルモノニシテ本組合ノ取引方法ハ前項ノ如ク売買行為即チ卸売ノ方法ニアラス、故ニ本則ヲ適用スベキモノニアラス、又タ同条但シ書ノモノニ対シテハ敢テ許可ヲ受クベキモノニアラザルヤニ思料ス。蓋シ販売設立許可ニ依リ効力発生スルモノナラン。

同則第六条ノ場合ニ於テモ亦、前同断。

同則第七条本令ニ依ル市場ハ其ノ名称中ニ市場ナル文字ヲ用フベキモノ本組合ノ売却場所ハ本令ニ依ラサル他ノ方法ニヨリタルモノナリ、即チ産業組合法第一条第一項ノ目的ヲ達スル為メ施設シタルヲ以テ同条但シ書ニ依リ市場ナル文字ヲ用ヘサルヲ妥当トス。

以上ハ食品市場規則並ニ其他ノ法令等ヨリ総合スル時ハ普通ノ市場、否食品市場ニアラスシテ本組合ノ生産物ヲ売却スル販売所、所謂共同販売所ト称スルハ当然ナル名称ナリト信ズ³³⁾

このように、「有限責任名取農産物販売組合」の「協同販売所」は、「市場」として開設許可を受けたことにより市場税を賦課されたけれども、文字通り、組合員が農産物を共同で販売する「販

³³⁾ 1931（昭和6）年12月7日、仙台市役所文書綴〔Ⅱ〕。

売所」であるから、この際、「共同販売所」と名称を変更したい、そうすれば産業組合法第六条により市場税免除ということになるはずであると、菅井繁守は主張している。産業組合法第6条では「産業組合ニハ所得税、営業収入税及営業税ヲ課セス」となっていたからである。

この文書は、提出の翌日の12月8日に、仙台市長を通じて菅井繁守に返却された。その際の文書が次のものである。

「 年 月 日

市長

有限責任名取農産物販売組合

組合長 菅井 繁守 宛

卸売市場名称変更願ニ関スル件

昭和六年十二月七日付有名第七一号ヲ以テ本県知事宛標記ニ関シ願出ノ処、右ハ貴組合ニ於テ昭和四年八月二十日付ヲ以テ宮城県令第三十二号食品市場規則ニ依リ、蔬菜、果実、卵類等ノ卸売市場開設ヲ出願シ、同五年二月五日本県知事ヨリ許可セラレタルモノニシテ、今回ノ出願ニ依レバ現在ニ於テハ卸売ノ業務ヲ営ム食品市場ニ非ザル趣ニ付、同県令第十九条ニ依リ市場廃止認可申請相成ルベキ筋合ト被存候条、御再考相成度為念願書一応及返戻候也」³⁴⁾。

これをみるように、1929（昭和4）年8月20日に宮城県に市場開設許可願を提出し、1930（昭和5）年2月5日に開設を許可されたことで卸売業務を営む“市場”であることは明確である、もし“市場”でないというならば、市場廃止許可願を宮城県に提出するのが筋ではないか、したがってこの書類は返却するということが述べられている。これが、宮城県の方針を受けて対応であったことはいうまでもない。

とはいえ、これで、同組合の動きが収まったわけではなかった。この翌日の12月9日、有限責任名取農産物販売組合の菅井繁守は、仙台市長に対して、補助金交付願を提出している。

「 補助金交付願

仙台市長町青物市場ハ従来任意市場トシテ認知セラレ、之カ存廃ハ産業振興上至大ノ影響ヲ蒙リ延テ地方盛衰ニ深甚ナル関係ヲ有スルヲ以テ仙台市御当局ハ此ノ見地ヨリ地方民衆ノ意企ヲ慮リ将来永久ニ補助金「市場税ノ補助金トシテ」ヲ交付シツツアル、然ルニ今回産業組合法ニ拠リ所謂共同販売所トシテ旧来市場ヲ持続経営スリニ至レリ、茲ニ於テ平御当局ハ産業組合法第六条「産業組合ニハ所得税及営業税ヲ課セス」ニ拠リ当然税金ノ必要ヲ認メサル理由ノ下ニ補助金ヲ撤廃セラレタルハ誠ニ穩当ナル見解ナリ、然ルニ昭和六年度ニ於テモ以前ト同様ナル県税就中市税ヲ賦課サレツツアルニ於テハ意見ノ相違モ亦タ甚シキ現況ナリ、右ニ関シ其ノ筋ニ対シ免税ノ件申請中ニ属スルモ、賦課ノ撤廃ナキ限り補助金ノ御交付相願度、此段奉懇願候也

³⁴⁾ 「卸売市場名称変更願ニ関スル件」、1931（昭和6）年12月20日、仙台市役所文書綴〔II〕。

昭和六年十二月 日

有限責任名取農産物販売組合

組合長 菅井 繁守

仙台市長 渋谷 徳三郎 殿

」³⁵⁾

これをみるように、仙台市は、「長町青物市場」を「産業振興上至上ノ影響ヲ蒙リ、延テ地方盛衰ニ深甚ナル関係ヲユウスル」ものとして位置づけ、長年にわたって市場税に相当する補助金を交付してきたが³⁶⁾、当市場が産業組合の販売所となり免税措置がとられることになったことから、補助金を撤廃したことは妥当であるが、そうであるのに、1931（昭和6）年度にも以前と同じく「県税、就中市税ヲ賦課サレ」たことは納得できない、現在宮城県に免税措置を取るよう申請しているが、税賦課が撤廃されるまでは従来の補助金を継続してほしい、と主張している。

12月20日には、当組合の組合長菅井繁守は、仙台市長に対して、補助金継続の件に関する上の文書への回答を求める次の文書を送付している。

「本月七日付有名第七十一号ヲ以テ名称変更ノ件本県知事宛責所經由申請候条、今月九日商第一、四六六号ヲ以テ宮城県令第三二号食品市場規則第十九条ニ依リ市場廃止認可申請相成ベキ筋合トノ由ニテ一応返戻相成候処、右ハ申請宛タル知事ノ御意向トハ被存候得共、実ハ書類上ニ依リテハ此ノ点不明ニ付相伺ヒ度、次ニ同月九日付有名七三三号ニテ補助金交付出願ノ処、本県々税賦課徴収規則ニ依リ徴税セラルルトノ由、右ハ賦課ノ可否ヲ云々シタルモノニ無、之只タ単ニ従来ノ如ク補助金ノ交付ヲ出願シタルモノニ候、又市場開設許可申請添付ノ税金ハ家屋税ヲ予定シタルモノニシテ御意向ト全ク相違有之候、尚ホ今回モ亦前回ト同様ニ市場税免除ハ市場廃止認可ヲ受ケラルルニアラザレバ不可能ナルヤニ承知仕候要スルニ本組合ハ所謂販売組合ナルニ依リ産業組合法第一条第一項第二号、即チ組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ売却スル目的ヲ達成スルト同時ニ市場税免除ニ帰結スルヲ以テ之レガ合理的ニ明正ナル手続方法等相伺度此段及御依頼候也。

昭和六年十二月二十日

有限責任名取農産物販売組合

組合長 菅井 繁守

仙台市長 渋谷徳三郎 殿

」³⁷⁾

この結末がどのようなになったのかは、残念ながら、資料が存在せず不明である。しかし、その

³⁵⁾ 「補助金交付願」、1931（昭和6）年12月20日、仙台市役所文書綴〔Ⅱ〕。

³⁶⁾ 仙台市が「長町青物市場」に対して補助金を交付してきたことは、仙台市と長町の合併前年8月の交渉において、

「一、現在補助シツツアル諸団体及青物市場ノ補助ハ市ニ於テ継続補助セラレタキコト（長町）→大体ニ於テ異議ナキモ、市、並ニ併合町村ニ於ケル補助額、及其種類等ヲ調査ノ上、決定シタシ（仙台市）」（「町村合併ニ関スル経過報告」、『昭和三年 長町原町南小泉併合関係図書 庶務課』（仙台市博物館所蔵）、読みやすくするために一部加工。）

というやりとりがあったことも確認できる。

³⁷⁾ 1931（昭和6）年12月20日、仙台市役所・文書綴〔Ⅱ〕。

後、共同販売所という名称に変更されていないところを見ると、「有限責任名取農産物販売組合」の要求は通らなかったのかもしれない。

II. 仙台市中央卸売市場開設計画の「中断」

1934年4月に大いに盛り上がった仙台市中央卸売市場開設計画推進の動きは、実は、それ以降はまったく低迷状態に陥っていたのである。その原因は、すでに本稿冒頭に述べたように、塩竈魚市場の近代化の進展に伴って発生してきた仙台市中央卸売市場計画区域拡張の動きや、仙台市勢振興調査によって提起された「仙塩合併」構想の推進の動きが台頭してきたからであった。以下、その経緯を辿ってみることにする。

1. 塩竈魚市場の近代化の進展と仙台市中央卸売市場開設区域拡張の動き

(1) 塩竈魚市場の近代化の進展の諸相

それに先立ち、そもそも「魚市場の近代化」ということばには如何なることが含意されているかという点について簡単に言及しておきたい。

宮島宏志郎の研究によれば、魚市場の近代化とは、①「統一卸売市場」が形成されていること、② 漁港内に「統一市場施設」が備えられていること、が含意されている³⁸⁾。①は、大量の水産物の集配機能が円滑に行われること、そしてその際、自由かつ公開的に競争価格が決定されること、したがって取引方法としてはセリが中心となること、また、②は、このような機能を十分に発揮しうる広さをもった空間とそこに配置される荷揚げ、荷捌き、上屋、倉庫、貯蔵庫などを指しており、この①②が近代的な魚市場ということになる。

この近代的な魚市場は、前近代的性格な「問屋制流通機構」に代って登場する。宮島は、この流通機構が支配的な段階では「まだ問屋と仲買との機能の文化は明確ではなく、問屋が仲買を兼ねているばあいも多く、また問屋と仲買人との関係は支配従属的なものが多い。また売手の漁業者にたいしても、問屋は前貸を担当することによって従属させている。すなわち、漁業者は前貸資金によって特定問屋に緊縛されているため、価格の高低によって自由に問屋を選択することができず、前貸資金をうけている問屋に漁獲物の処理を委託せざるをえなかった。／このような売手、買手にたいする支配従属関係は手数料の高さ、価格決定の非公開、不公正となってあらわれる」と述べている³⁹⁾。そして、このような位置にある問屋は、複数で、それも多い場合には十を超える数で営業を行っているケースが多かった。

この「問屋制流通機構」は、昭和初期には、一方における明治期以降の沿岸漁業から沖合漁業への転換、遠洋漁業の奨励、洋式漁法の導入などによる漁業生産の発展とそれに伴う水揚げの増

³⁸⁾ 宮島宏志郎「水産物生産地卸売市場の形成——宮城県主要漁港のばあい——」、福島大学経済学会「商学論集」第37巻3号、1968年12月。

³⁹⁾ 宮島宏志郎、前掲論文、137ページ。／は改行箇所、引用者が付したものである。

大、他方における明治期以降の工業化・都市化の進展の伴う水産物需要の飛躍的増加、という状況の中で、衛生問題、環境問題、交通問題などさまざまな深刻な問題に適切に対応できず、効率的で迅速な集配機能や価格形成機能を発揮しうる近代的な「統一卸売市場」への転換を余議なくされる状況となっていた。宮島によれば、その登場の時期は、宮城県の主要漁港の場合には、昭和10年代であった⁴⁰⁾。

では、このような魚市場の近代化の歩みは、塩竈魚市場に即してみればどのようなようになるであろうか。まず目を向けてみたいのは、「統一卸売市場」の形成の前提となる「統一市場施設」の整備についてである。

『塩竈市史 VI 資料編 II』によれば、大正末期には塩竈魚市場での魚介類の卸売業務は、塩竈町内の17軒の海産物問屋によって行われていた。もっとも、ここでいう魚市場とは、船溜り海岸一帯の何等の設備もない街路の「個人経営の庭先販売向の店舗の呼称」⁴¹⁾である。そこでは、各問屋がそれぞれ個別に契約した漁船から直接に魚介類を入手し、街路上にある「庭先」(軒先)で仲買人に販売されていた。しかしながら、このようなやり方では、明治以降の漁船の大型化や漁法の改良による変化には適切に対応できなかった。そのため、「船溜りは入港船が輻輳し、水揚げ販売は街路上で行われるため、雨天、炎天の時は悪臭充満して衛生的見地からも改善の要あり」⁴²⁾という状況となっていた。

その一方で、国による「第一期塩竈港修築事業」が進行中であったことから⁴³⁾、この事業による広大な海岸埋立地の一部を利用して17軒の海産物問屋が一同に介して卸売業務を遂行しうる「統一市場施設」を建設しようとする構想が登場した。そして1927年7月には、宮城県会において、その施設を建設することが決定し、1929(昭和4)年4月に完成した。そのスケールは、当時「東洋一」と称されるほどであった(図-2参照)⁴⁴⁾。

では、この「統一市場施設」の完成後、どのような経緯を経て、昭和10年代の近代的な「統一卸売市場」の形成に行き着いたのであろうか。

「問屋制流通機構」の解体の直接的契機となったのは、「統一市場施設」完成の前年6月の「宮

⁴⁰⁾ 宮島宏志郎、前掲論文、136ページ。

⁴¹⁾ 塩竈市史編纂委員会『塩竈市史 VI 資料編 II』、塩竈市、1985年9月、512ページ。

⁴²⁾ 前掲『塩竈市史 VI 資料編 II』、512-513ページ。

⁴³⁾ 「第一期塩竈港修築事業」は、近代における塩竈港の整備史上で画期的な意義を有するものであった。それは、明治10年代の野蒜築港事業の挫折、明治20年代～30年代の仙台湾築港運動の展開という経緯があっただけに、「東北」への一大流通拠点の形成という「悲願」の実現を意味するものでもあった。1910(明治43)年に国が塩竈港を「第二種港湾」に指定したことでスタートした。以後、1915(大正4)年4月に宮城県の事業として着工されたが、翌年7月に内務省直轄工事となる。1933年3月に工事終了。構造的には、3,000トンの船を港に入れられるように航路や岸壁を整備することに主な特徴があった。

⁴⁴⁾ 1927年11月の着工から1929年の竣工までの経緯は次のようであった。「築港の西埠頭1,386mのうち、塩竈駅寄りの西端200mを魚市場専用の荷揚げ岸壁とし、県有埋立地3,890m²を市場敷地にあてた。鉄骨連棟スレート葺の売場・荷造場1,732.5m²、通路上屋866・25m²であった。これに付随して、魚市場会社は、道路上屋と鉄道貨物ホームとの間に問屋店舗3棟16カ所、付属営業人事務所、監視員詰所、売店を建築し、また無料洗濯所、海水揚水装置(魚類洗浄・場内清掃用)などを設置した。魚市場としての機能を存分に発揮する鉄道引込線の敷設工事も終わった。」(塩竈市史編纂委員会『塩竈市史 II 本編 II』、塩竈市、1986年12月、439ページ)。この魚市場の整備以降、漁船の出入りは急激に増加したことはいうまでもない。

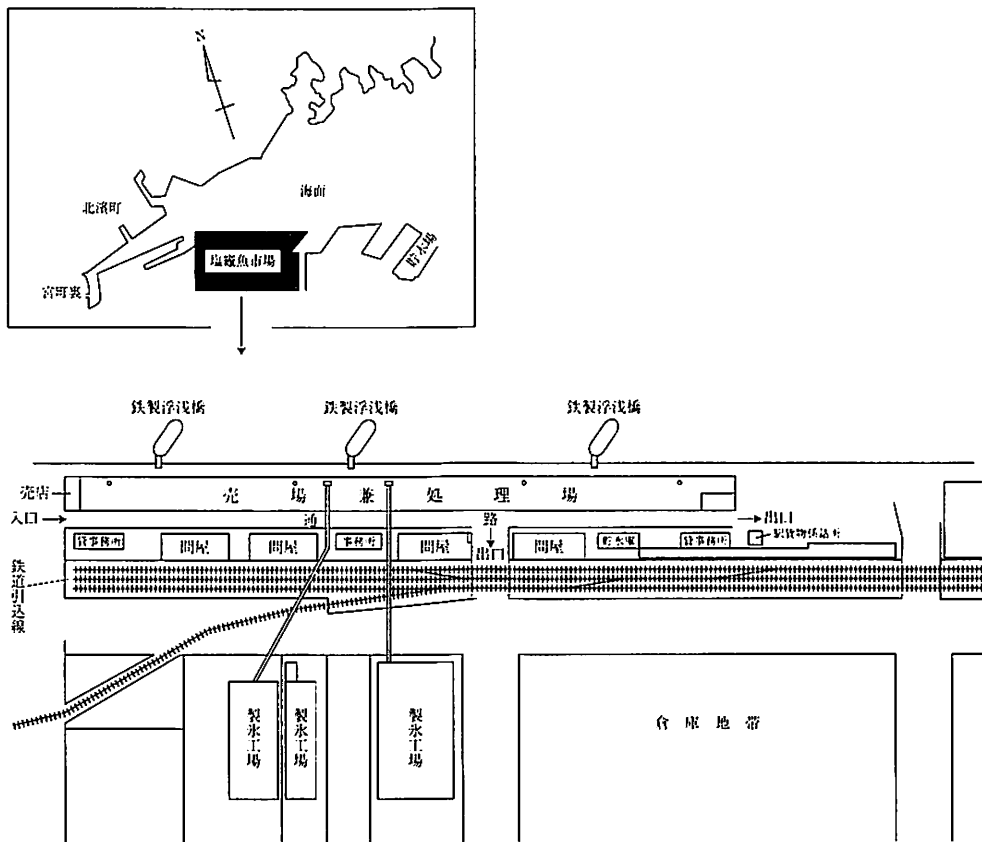


図-2 塩竈魚市場略図（1931年頃）

城県食品市規則」の公布であった⁴⁵⁾。同規則には、「一地区一種類一市場」条項とともに、セリ取引の強制、符牒取引の禁止などの条項も盛り込まれていた。その該当箇所をピックアップしてみると、第5条「卸売市場ノ開設ハ同一市町村内ニ於テ同一種類ニ付各一開設者ニ限り之ヲ許可ス」、第25条「本令施行ノ際現ニ第一条ニ掲クル市場ノ業務ヲ営ム者ハ市場問屋其ノ他如何ナル名称ヲ以テスルヲ問ハス昭和四年八月三十一日迄ニ本令ニ依リ知事ノ許可ヲ受クルニ非ラザレハ該日以後其業務ヲ営ムコトヲ得ス」、第9条「卸売市場ニ於テハ糶売ノ方法ニ依ルヘシ」、第12条「開設者ハ」先ノ帳簿ヲ備ヘ売買取引ニ関スル事項ヲ其都度明確ニ記載シ荷モ符牒若ハ暗号ヲ用ウルコトヲ得ス」といったようにである。

この宮城県の方針にしたがって、塩竈町は、同町が開設者となる「塩竈魚市場株式会社」を設立し、新設の魚市場に、従来塩竈港近辺に散在していた17問屋を收容しようとした。しかし、17問屋の中には、個人経営の殻を脱却できず、同社に加わって営業を行うことをかたくなに拒

⁴⁵⁾ 宮島宏志郎、前掲論文、149ページ。

否するものもあった。そこで、塩竈町長今村治三郎は、1929年12月、「十七問屋は昭和五年十月末日迄に宮城県食品市場規則に準じ単一合同会社を組織すること」とする議案を塩竈市議会に提出した⁴⁶⁾。そしてそれは可決された。かくして1930年4月、17問屋がすべて収容された「塩竈水産市場株式会社」が設立された。この際、「塩竈魚市場株式会社」は「塩竈水産市場株式会社」に業務を譲渡して解散した。

とはいえ、「塩竈水産市場株式会社」は統一的経営体として営業を行ったわけではなかった。17問屋は、新設の大規模な魚市場の中で、従来と同様、個々別々に水産物の取引を行ったのであった。むろん、飽くまで単一機関による卸売業務の遂行を目指していた塩竈市としては、このような状況を黙認することができず、新たな対応策を模索し始めた。しかし同町が提示した改革案が17問屋に受け入れられる方向には進みそうもなかった。1932年頃においても、「魚市場ニ就テハ本年（昭和七年）初当り経営団体ノ確立ヲ期シ、関係者ノ協議ヲ開催シ、具体案ニ就キ協議ヲ重ネ来リシモ決定ヲ見ルニ到ラス、町ニ於テ立案方申出アリシヲ以テ町営案ヲ以テ再協議ヲ重ネタル結果、全然承認スルニ到ラサル事情生シ、更ニ立案協議中ニシテ、之レカ決定ヲ計ルト共ニ円満ナル取引ノ発達ヲ助長セントス」⁴⁷⁾という状況だったのである。

かくて、1933年11月2日、塩竈町第6代町長今村治三郎は、塩竈町会において「市場単一制度ノ実現ハ機運ハ全国的趨勢ナリ」と述べ、塩竈魚市場の町営案を提唱した。実質的な「統一卸売市場制度」の実現に向けての塩竈市の抜本的な改革案であった。しかも、「反対策動を防ぐため極秘裏に成案を急いでいた」ことから、塩竈町の魚市場関連業者には事前には何も知らされていなかったという⁴⁸⁾。

この町営案の主な特徴は、次のような点にあった⁴⁹⁾。第1に、塩竈町のイニシアチブによる経営体の形成が意図されたことである。具体的には、塩竈町が自ら経営の主体として市場開設者になると同時に、卸売業務従事者となるとされる。もっとも、卸売業務従事者になるといっても、実際の売買機能は問屋に委託して、「売場立会委員」としてその売買の監視機能を担うことになる。

第2に、塩竈魚市場におけるカネの流れを、塩竈町が主体的に管理することが意図されたことである。そのため、「売場立会委員は売買成立毎にこれを記帳し売人及買人の承認を得て町計算部へ回付す」ことも業務の一つとして位置づけられた。また、このような金融面での改善のために魚市場内に金融会社を設置しようとした。かくして従来の問屋と荷主、及び仲買人との関係を対等なものに変えようとした。

第3に、取引方法として、セリまたは入札を原則とすることが意図されたことである。これは、とかく情実が絡みやすい談合取引を廃止し、公開・公正・公平の原則による取引を優先させる魚

⁴⁶⁾ 前掲「塩竈市史Ⅳ 資料編Ⅱ」、441ページ。

⁴⁷⁾ この一文は、前掲「塩竈市史Ⅵ 資料編Ⅱ」に引用されている「昭和8年の塩竈町事務報告」のなかのものである。

⁴⁸⁾ 「河北新報」1933年11月3日。

⁴⁹⁾ 以下の四つの特徴は、「河北新報」1933年11月3日の「塩竈魚市場 複式を加味せる単式市場を経営 複式制の長所を其ま、存置町営案の要綱発表」という見出しの記事を参考にしてまとめた。

市場に近づけようとする意図を含んでいた。

第4に、「塩釜水産市場株式会社」については、「相当価格を以て町において之を買収する」と、そしてその中にある17海産物問屋については、「其儘之を認定し、業務従事者とする」ととされていたことである。当社の従業員は、そのまま継続的に新会社で採用しようとした。

そして、同日には、塩竈町会において、① 魚市場を町営とする、② 現在17軒問屋は町条例の定めるところにより認定し業務従事する、③ 市場金融会社を創立する、という3項目が可決された。

しかしこの決議に対し、問屋側は激しく反発した。それは、これらの項目案が問屋の営業権に対する補償を一切行わないものであったためであった。そこで問屋側は、1934年1月10日、新たに商工組合組織を設立し、その組織による魚市場運営案を作成し、宮城県に許可申請を行った⁵⁰⁾。その内容は、形式は単一であるが、実質は多数の問屋による個別的な経営を踏襲しようとするものであり、それまでとほとんど変わらなかった。その一方で、この運営案は荷主に対する仕切金決済の保証と円滑化、市場使用料並びに町管理費の确实納付を保証するための支払準備金の供託、市場内における仲買人並びに一般関係業者の取引改善などを図っていくことを盛り込んでいた。とはいえ、現状を大きく変えるようなものはほとんどなかった⁵¹⁾。

このような問屋側の対応は、あくまで実質的な単一経営組織の形成を拒否しようとするものであったから、塩竈町の受け入れるところではなかった。しかし、1936年8月に、町長が今村から佐浦重次郎に代わったあたりから、宮城県の斡旋もあり、両者の和解の兆しがみえてきた⁵²⁾。和解の内容をみると、① 1938年3月までに合同単一の卸売会社を設立する、② 各問屋の営業実績調査を過去3カ年にわたって行い、更に将来2カ年の実績を塩釜水産市場株式会社を中心に調査検討し、5年間の実績を基礎にして各問屋の営業権を査定する、そしてそれを現物出資して新会社の株式（営業権補償方式）を各問屋に交付する、というものであった。両者はこれらの条件を受け入れることで和解が成立した⁵³⁾。

こうして1938年に「株式会社塩竈魚市場」が設立され、ともかくも塩竈魚市場の経営組織の一元化の下に「統一的卸売市場」が開設されたのである。その後、この営業権は160万円と査定され、新会社の資本金250万円のうち160万円が旧問屋に交付された⁵⁴⁾。

⁵⁰⁾ 『河北新報』1934年1月11日。

⁵¹⁾ 宮島宏志郎、前掲論文、153ページ。

⁵²⁾ 前掲『塩竈市史Ⅱ 本編Ⅲ』、455ページ。

⁵³⁾ 前掲『塩竈市史Ⅱ 本編Ⅲ』、455ページ。

⁵⁴⁾ とはいえ、見方を変えれば、この新たに登場した「株式会社塩竈魚市場」は、資本金全額を発起人（旧17問屋）が引き受けた発起設立で、しかも資本金の約3分の2に当たる160万円が営業権の補償として株式で交付されたことに鑑みれば、17問屋が再編成されたものということもできるだろう（宮島宏志郎、前掲論文、153ページを参照されたい）。「ともかくも」と述べたのは、そのようなこともあったことに留意しておきたかったからである。

(2) 仙台市中央卸売市場開設区域拡張の動き

さて、以上でみたような塩竈魚市場の近代化の流れは、仙台市中央卸売市場開設計画にも大きな影響を与えた。このような変化が進むにつれて、塩竈魚市場の市場圏（配給圏）が、仙台市中央卸売市場開設区域にまで及ぶ可能性が出てきていたからである。

このような状況は、1931年1月に仙台市中央卸売市場開設区域の決定が行われた頃から、仙台市長をはじめとする仙台市の政策担当者に認識されていたようである。そのことは、仙台市長渋谷徳三郎が、同年11月に仙台市役所の技手に命じて塩竈魚市場の調査を行っていたことから窺える。そのときの技手の「復命書」は次の通りである。

「
昭和六年十二月廿二日
勸業課商工
技手 長谷川謙二
仙台市長 渋谷徳三郎 殿
復命書

塩釜魚市場調査ノ命ヲ享ケ十一月廿一日出張調査ヲ為シタル顛末左記ノ通及復命候也

一、塩釜町魚市場ノ概要

塩釜港ハ現在人口約二万四千、戸数約五千戸、膨張率高ク発展趨勢ニアリ、昭和四年九月県令食品市場規則ニ依リ塩釜町ニ魚市場開設ノ許可アリ、町ハ之ヲ塩釜海産物問屋組合員ヲ株主トセル塩釜水産市場株式会社ニ経営セシメ、町ハ単ニ管理ニ当リ、又同会社ハ直接売買行為ヲナサズ従来ノ問屋業者ヲシテ卸売ノ業務ヲ営マシム
而シテ別紙ノ通、業務既定ノ制定アルモ問屋ハ各個ニ営業ヲ為シ、何等県会ニ準拠スル所ナク取引ノ改善セラレタルヲ認ムル能ハズ⁵⁵⁾（以下、略）

この書類では、1929年9月に開設を許可された塩竈魚市場の現状を報告しているにすぎないが、ここから、塩竈魚市場の仙台市中央卸売市場開設区域への影響力の拡大に対して注目していることがうかがえよう。

その後、翌1932（昭和7）年4月18日には、仙台市勸業課の技手が、仙台市長渋谷徳三郎に、いくつかの既設の中央卸売市場開設都市を訪問したあとに「復命書」を提出している。そのなかで、同年3月23日に商工省の商政課市場係を訪問した際、商工省で、

「仙台市場開設ニ就テハ魚取引ニ関シ塩釜市場トノ関係ヲサラニ調査考究シタル上、経営上必要ナル場合ハ区域ヲ一円ニ拡大スルヲ可トス」⁵⁶⁾

という「意見」があったことが伝えられている。商工省は、塩竈魚市場の影響の及ぶ塩竈地区をも仙台市中央卸売市場開設区域に編入すべきだと考えていたのである。このような調査もたびたび行われていたようであるが、仙台市にとっては、塩竈魚市場への対応を判断する貴重な材料になったと考えられる。

⁵⁵⁾ 「復命書」、1931（昭和6）年12月22日、仙台市役所・文書綴〔II〕。

⁵⁶⁾ 「復命書」、1932（昭和7）年4月18日、仙台市役所・文書綴〔II〕。

そして、仙台市のこのような判断は、1933年3月の「第一期塩竈港修築事業」の終了後、塩竈魚市場の仙台市中央卸売市場開設区域への影響力がさらに大きくなるにつれて明確なものになっていく。また、当時の新聞記事によれば「塩釜から仙塩街道をリヤカーで仙台市内に鮮魚を売りに来る小仲買人、俗称ボテ屋が最近激増して仙台市内に安価に売りさばくため仙台魚市場の営業状態が甚だしく不振になる」⁵⁷⁾という状況にあるため⁵⁸⁾、「仙台市中央卸売市場区域を塩竈まで拡大すべしとの要求も、仙台、塩釜両市場の改善問題と関連して考えられている」⁵⁹⁾という声も高まっていた。

では、その後の展開はどのようなものであったのだろうか。1935年1月31日の『河北新報』では、「皆目見当つかぬ 中央卸売市場問題 調査を急ぐ 仙台市産業部」という見出しで、次のように報じられている。

「仙台市中央卸売市場は準備委員会成立以来約一ケ年、その間先進地の視察をなしたのみで基礎調査が一向捗らぬので未だに目鼻がつかぬ状態にある、十年度予算には調査費として約三百円計上されているが、

一、市に集中される魚類、果物類、野菜類の数量

二、先進地の市場経営状況

の二つの根本条項の外に、具体的技術的の調査は全く今後に残されている仕事であり、新任佐藤産業部長は熱心に仕事を進めているもの、市場の輪郭がどうやら出来上がるのも何時のことやら見当がつかぬ状態である。佐藤部長は三十日語る

市内の四ヶ所（長町、河原町二、肴町魚市場）を中心とした物資の集散状況、及び塩釜魚市場と仙台市中央卸売市場との関係が今後の調査の眼目である、出来るだけ早く調査を済まして十年度予算と限らず追加予算でも実現したいと思っている、他の地方で経営の採算がとれぬ所も、二、三ヶ所あるが、何れも土地の買収費が高くてついている所だけで、

⁵⁷⁾ 『河北新報』1933年8月23日「塩釜は漁船相手だ 仙台魚市場の進出は解せない 仲買人市場を引受けるなら別 ボテ屋激増 問題語る 塩釜市場羽賀氏」

⁵⁸⁾ ちなみに、1931年当時の塩竈魚市場の塩竈魚市場の総取引額の地域の内訳をみると、東京行40%、仙台行30%（仙台魚市場行16%、直接小売14%）、鹿島台～岩沼間小売30%であったが（『塩釜魚市場調査復命書』、1931年12月22日、仙台市役所・文書綴〔II〕）、1933年の「第一期塩竈港修築事業」の終了後には、塩竈魚市場からの「直接小売」の激増によって、仙台市中央卸売市場開設区域における仙台魚市場の経済的影響力がさらに低下していく可能性が増していた、なお、塩竈町から仙台市への「直接小売」業者の増大には、鉄道の開通、東北線、宮城電鉄、幹線道路などの整備が継続的に行われ、仙台市と塩竈町の時間距離が短縮されつつあったことも影響していた。参考までに、このことに関する次の一文を引用しておく。「塩竈の港湾的發展は仙台市との交通をいよいよ密接ならしめ、仙台と塩竈とは相互にその持てる機能を發揮して、東北開発の中心拠点に成長して行く。すなわち従来仙台と塩竈との間には、岩切を経由した鉄道が唯一の交通機関であったが、両者の交通をさらに便利に充実させる必要から、大正十一年九月に宮城電気鉄道会社が創設され、十四年六月五日には仙台と西塩竈間の第一期工事が完成、十五年四月十五日には本塩竈駅が出来上がった。この電鉄は昭和三年十一月には石巻まで開通し、塩竈は仙台と石巻の中間に位置を占め、交通運輸上に多大の便利を得た。次いで昭和六年には仙台と塩竈とを結ぶ幹線道路の舗装が完成し、両市の間は汽車、電車の他にトラック、バスが運輸機関として参加し、両者の関係は益々密接になった。」（塩竈市史Ⅲ 別編Ⅰ、塩竈市、1959年3月、248ページ）。

⁵⁹⁾ 『河北新報』1933年8月5日「塩竈魚市場の不評に 宮城県当局の悩み 改善の急漸く叫ばる 仙台魚市場会社直接営業開始か」

この点仙台市恵まれていると思ふ」(傍線……引用者)

この記事の傍線箇所をみるように、前年の1934年4月の仙台市中央卸売市場準備委員会が開催されて以降、同市場開設の動きは全く進んでいないこと、その原因の一つが「塩釜魚市場と仙台市中央卸売市場との関係」にあることが示唆されている。

また、1936年11月2日の『河北新報』は、「重大意義を持つ 塩釜町の編入 魚市場活用に好結果」という見出しで、次のように報じている。やや長文となるが、ここに全文を引用しておく。

「仙台市中央卸売市場の施行区域に塩釜町を編入するの問題は重大な意義を持つが、具体的に見る場合、どんな要素を持っているか。

- 一、施行区域指定後数年を経過して未だ実現しない仙台中央卸売市場を容易に解決する、
- 一、塩釜魚市場の設備充実を促進せしめ、現在の水揚年額五百万円を一千万円にまで伸展し得るの可能性が十分にあり、この結果経済諸方面に及ぼすもの甚大なるものあるを予想される。

以上、二問題が現実在即した事項といへる。その理由を述べると佐の通りである。

- 一、仙台中央卸売市場が現在の指定区域のみで実施した場合、否、実施する場合を考慮して見ても、更に未だ容易に実施し得ない事情を見る場合、塩釜魚市場の存在が如何に甚大なる関係を持つか、判る。中央卸売市場における鮮魚、塩干魚、蔬菜その他を見ると、鮮魚、塩干魚が如何に重要な部門を占めるかはいふまでもないが、この魚類関係が交通不便にして汽車、自動車共に三十分内外の距離で達する塩釜にほとんど完備した水揚市場と小売市場があるとき、仙台市内消費の魚類のため、特に完備した市場を市内に設置することは、果して市場の経営に採算に万全を期し得るかどうか、大きな懸念なしとしない。仙台中央卸売市場が未だ実現しない理由には種々あるであらうが、この鮮魚、塩干魚関係が重大なもの、一つであることは塩釜側の付度するところである。これに反し、塩釜を市場地域に編入の場合には、塩釜魚市場を中央卸売市場の鮮魚塩干魚部とし、市内に配給所を設置するか、又は市場分場とすることによって中央卸売市場の重要部門を容易に解決し得る。

- 二、塩釜魚市場は東洋一を誇る設備としているが、世界的な金華山沖漁場を擁し、加へて背後地域関係に有力な条件を持つだけに逐年日覚しき発達の一連洋漁業は塩釜港をして最早や狭隘ならしめている。特に本年夏季漁以降の鰹、秋刀魚、鰯の如きは市場開設以来の記録を示し、これに伴ふ施設の拡充はますます強調されている。出漁準備の船溜、網干場等は喫緊の要事であるが、これ等の事業は国県費事業としてののみは望み得ず、しかし地元塩釜の現状はこの大業を負担すべく全然望み薄の事情にある。これ亦中央卸売市場の区域たる場合、その背景的諸事情によってこれ等の事業遂行に好結果を展開し得ることを予想するものである。」

この記事では、仙台市中央卸売市場開設区域に塩釜地区を編入すべきことが大胆に主張され、

それが実現した場合には「塩釜魚市場を中央卸売市場の鮮魚塩干魚部とし、市内に配給所を設置するか、又は市場分場とする」といった具体的な提案までなされている。そしてそうすることが、仙台市中央卸売市場開設計画を軌道に乗せるとともに、塩釜魚市場の設備の充実につながるとしている。

このような主張は、当時、仙台市民をはじめ、地元の人々に強く支持されていたようである。そのことは、上と同じ1936年11月2日の「河北新報」が、「絶対に必要 機運台頭を喜ぶ 高橋仙台市助役実現を要望」という見出しで、

「中央卸売市場区域拡張の問題について仙台市助役高橋林造氏は左の如く語った。

私は従来設定された仙台中央卸売市場区域は失敗ではなかったかと思っている。独り塩釜町といはず、なぜもっと大きなものを設けなかったかと思ふ。区域拡張は当然必要なこととは考えながらも、実は塩釜町と交渉するについて我々は臆病に考へていたのである。この時に当り塩釜町に一部なりともその機運が台頭するに至ったといふことは誠に結構である。」

と報じていることからわかる。仙台市の助役は、「従来設定された仙台中央卸売市場区域は失敗」とまで言いつつ、塩釜市編入による仙台市中央卸売市場開設区域拡張構想の採用を公然と主張していたのである。

いずれにしても、1935年から1936年にかけての新聞の論調は、塩釜市とその周辺地区を組み入れた仙台市中央卸売市場開設区域構想を一刻も早く採用すべしというものであったことを確認しうるのである。

2. 「仙塩合併」構想の登場と仙台市中央卸売市場開設計画の後退

準戦時体制期において仙台市中央卸売市場開設計画が「中断」した原因は、上でみたような中央卸売市場開設区域拡張問題が解決しなかったことだけではなく、もう一つあった。それは、1936年11月、仙台市における『市勢振興調査会報告書』の発表を契機に、仙台市中央卸売市場開設計画推進の動きが大きく後退していったことである。ただし、このことについては、資料の制約上、いまだ推測の域にとどまらざるをえないことをあらかじめお断りしておく。

「市勢振興調査会」とは、1936年7月に設置された仙台市長の諮問機関である。その目的は、1934年12月の「東北振興調査会」設置以降の「東北振興」への仙台市の効果的対応策を調査・研究するためであった⁶⁰⁾。同会の設立にあたって、仙台市長洪谷徳三郎は、「東北振興の気運が漸

⁶⁰⁾ 1934(昭和9)年秋の冷害による凶作を契機に記録的な経済疲弊に見舞われていた「東北」に対して、時の政府はただちに抜本的対策を講じようとした。1934年12月には、時の総理大臣岡田啓介を会長とする「東北振興調査会」が設立され、2年後の1936年には、同調査会の答申に即して、「東北振興対策」(第1期)が策定されるとともに、東北興業株式会社と東北振興電力株式会社という二つの国策会社が設立された。このようなかたちでスタートした「東北振興」の動きに対応しようとして、仙台市長洪谷徳三郎の呼びかけで設立されたのが「市勢振興調査会」であった。ちなみに、1934年秋以降の「東北」の経済疲弊の状況については、さしあたり、浅野源吾編「東北振興史 中巻」(1939年8月)の第4章と第5章を参照されたい。

なお、この「東北振興」への対応への仙台市の予算の重点配分がなされたことから、そのあおりで仙台

く現実化されんとする時に於て克く大所高所より時勢の動向を達観し吾が仙台市将来の大計を樹立し市勢発展の基礎を形造ることは極めて喫緊の要務である」⁶¹⁾ ことを力説した。同会は、6部会に分かれて、統計データによる分析や他都市の視察など、さまざまな調査が行われた。そして、同年11月には、6部会の答申をまとめた『仙台市市勢振興調査会報告書』が完成した。

これら6部会の答申の核心的位置にあったのは、仙台市の政治・経済・文化などの広範な視点から仙台市の今後の方向性を指示した第1部会の答申であった。その答申の内容によると、仙台市は「政治、経済、学芸、交通ノ諸般ニ涉リ真ニ東北中心地タルノ実ヲ拳クルハ単リ仙台市ノ発展ニ止マラス東北振興上極メテ緊要ナルヘキヲ信ス」とされ、「左記近接町村ノ合併ヲ促進スルコト」として、当時の岩切村、多賀城村、塩竈町、六郷村、七郷村、高砂村があげられていた。また塩竈港の拡張・整備に関しては、「前項町村ノ合併ニ依リテ港湾ニ直接スルヲ以テ塩竈港ヲ一層完備シ内地及外国航路ヲ拡張緊密ナラシメ船舶出入ヲ増大セシムルコト」とされ、さらに塩竈港から仙台に至る運河の開削については、「塩竈港ヨリ仙台ニ至ル運河ヲ開鑿シ海陸連絡ヲ完全ナラシムルト共ニ運河沿線地ニ工場地帯ヲ構成スルコト」といった記述がなされていたのである⁶²⁾。つまり、1933年の塩竈港の完成（「第一期塩竈港修築事業」の終了）を踏まえて、同港を核にした仙塩地区工業地帯を形成し、この地区を東北の工業開発拠点にするというものであり、さらにそれを実現するために必要とされた仙台地区（仙台市、岩切村、多賀城村、塩竈町、六郷村、七郷村、高砂村）の合併を推進しようとする構想を打ち出したのである。この構想の登場とともに、仙台市の重点的政策が、「仙塩地区」の合併の推進となり、当地区の合併の動きが急速に活発化していった。

では、この構想は、仙台市中央卸売市場開設計画にどのような影響を及ぼしたのか。端的に言えば、それは、仙台市の政策主体に、仙台市中央卸売市場開設計画に先行させて「仙塩地区」の合併を行うべきであるということ強く意識させたことにほかならない。なぜなら、この合併が実現して新たな行政区域が確定すれば、中央卸売市場開設区域も、この新たな行政区域に一致していくと考えられるからである（この新たな仙台市中央卸売市場開設区域については、図-3参照）。むろん、このようにすれば、前述の仙台中央卸売市場開設区域の拡張問題も一挙に解決することとされた⁶³⁾。

市中央卸売市場開設計画に向けられるはずの予算が減少した可能性がある。1936年2月7日の仙台市会における鴻巣栄一議員の発言は、そのことへの嘆きのようなものであろう。

「……当局ハ仙台市ノ市民ノ御台所経済ト云ウ所カラシテ中央卸売市場ヲ設置シヤウト云ウコトデ、昭和六年以來此ノ問題ヲ或ハ産業委員会、或ハ市会等ニ諮リ、或ハ市長ノ再選ノ声明ノ中ニモサウ云ウコトガ書カレテアルノデアリマス、然ルニ是等ノ問題テ居ル、斯ウ云ウヤウナ貧弱ナ経費ヲ以テシテハ到底市民ノ御台所経済ヲ円満ニ解決シ、又業界ノ革命デアル所ノ此ノ中央卸売市場ノ前途ト云ウモノハ誠ニ寒心ニ堪エナイ、斯ウ云ウ風ニ思フノデアリマスガ、当局ハ此ノ点ニ付テ如何ナル御考ヲ有ッテ居ラレルノデアルカ伺ヒタイト思フノデアリマス、……」（昭和11年2月7日『仙台市議会事速記録（第二号）』、16ページ、傍線は引用者）。

⁶¹⁾ 『仙台市公報』1936年7月15日、13ページ。

⁶²⁾ 『市勢振興調査会報告書』、仙台市役所、1936（昭和11）年11月、12-13ページ。

⁶³⁾ 中村勝は、1923年の中央卸売市場法の成立後の中央卸売市場開設区域（経済区域）と市町村区域（行政区域）の関係について、「法制定後においては特定市場による独占的配給圏域を市町村区域に合致させる形」

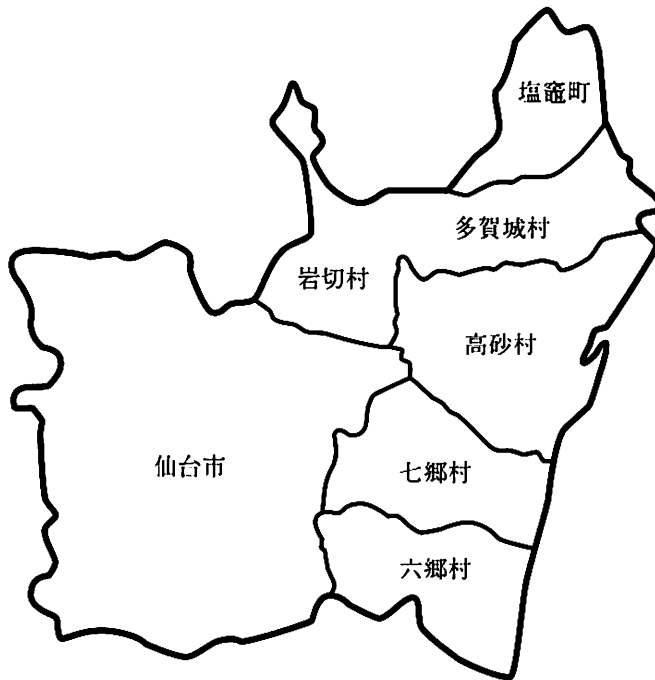


図-3 「市勢振興調査会」が提示した「仙塩地区」の合併案（1936 年）

（注） この地区は、合併の成立と同時に仙台市中央卸売市場開設区域となる可能性が大きかった。

かくして、仙台市においては、「仙塩地区」の合併に先行させて、仙台市中央卸売市場開設計画を推進する必要性は薄れていくことになる。実際、『市勢振興報告書』の「中央卸売市場」の項には、次のような記述がなされていた。

「中央卸売市場の開設

生鮮食料品ノ配給過程ニ於ケル中央卸売市場ハ時代ノ要求ニ適合スル合理的機関タル論無キ所ナルモ其開設ニ当リテハ従来ノ業者ノ収容、老舗権ノ補償、取引ノ因 襲等困難ナル事情伏在シ、且建設設備ノ為、巨大ナル資金ノ固定ヲ来シ経営困難 ニ陥リ易キ嫌アルハ既設各市一般ノ状況ナリ、本市ハ先ニ昭和六年市場区域ノ指 定ヲ受ケ一応調査ヲ遂グル所アリシモ該市場建営ニ当リテハ、横浜、神戸、名古屋等ノ状況ニ鑑ミ、更ニ充分ナル調査研究ヲ遂ゲ、慎重ナル計画ノ下ニ着手セラ ルベキモノト思料ス」⁶⁴⁾（傍線…引用者）。

ここにみられるように、他の都市の中央卸売市場の視察の結果として、「開設ニ当リテハ従来ノ業者ノ収容、老舗権ノ補償、取引ノ因 襲等困難ナル事情伏在」することや、「建設設備ノ為、巨大ナル資金ノ固定ヲ来シ経営困難ニ陥リ易キ嫌アル」ことなどの否定的事情が述べられており、

が「全国的な傾向」となったことを指摘している（中村勝「近代市場制度成立史論」、多賀出版、1981 年 11 月、249 ページ）。ここでは、まず合併によって新たな行政区域を決定した上で、次に中央卸売市場開設区域を決定していこうとする方針が重視されたわけである。

⁶⁴⁾ 「市勢振興調査会報告書」、仙台市役所、1936（昭和 11）年 11 月、265 ページ。

そこから「更ニ充分ナル調査研究ヲ遂ゲ、慎重ナル計画ノ下ニ着手セラルベキモノト思料ス」と結論付けられている。つまり、この時点では建設に着手する必要はないと認識されていたのである⁶⁵⁾。

ちなみに、その後、仙台市は、戦時体制期においては「仙塩地区合併期成同盟会」を結成して合併運動に邁進していくものの、塩竈町を合併するには至らなかった。また、仙台市中央卸売市場開設計画は、1939年9月以降に全国的に強化された価格統制や配給統制によって完全に宙に浮いたかたちになってしまう。

おわりに

本稿の課題は、昭和戦前期における仙台市中央卸売市場開設計画の経緯に関する資料的検討を行うことによって、同市場の開設計画が中断した原因を明確にすることであった。

これまでの研究においては、同市場開設計画の中断の原因を、1931（昭和6）年に勃発した満州事変以降の「戦時体制の強化」などに求めることが多かった。しかし、仙台市中央卸売市場開設区域が決定した1931（昭和6）年から、同卸売市場開設計画の延期を求める動きが顕著になった1936（昭和11）年までの同卸売市場開設計画の展開過程を史実に即して検証してみると、そのような説は修正を必要とするように思われる。

つまり、同卸売市場開設計画が中断を余儀なくされたのは、1933（昭和8）年の塩竈港の完成後の頃から塩釜魚市場の近代化推進の動きが活発になってきたことの影響で、仙台市中央卸売市場開設区域の塩竈市周辺地域への拡張の動きが台頭してきたこと、さらに1936年に東北振興事業を効果的に展開させるべく仙台市が組織した市制振興調査会によって打ち出された「仙塩合併」が、仙台市中央卸売市場開設区域の拡張に先行して行われるべきだとする主張が台頭してきたことが、主な原因であった。

こうして、仙台市中央卸売市場開設計画は、1936年秋頃には、このような原因によって「中断」してしまう。なお、この状態を「中止」ではなく「中断」としたのは、アジア・太平洋戦争終結後の1949（昭和24）年に「再開」されるからである。そして、その後1960（昭和35）年12月、

⁶⁵⁾ これを取り上げた1936年9月30日の『河北新報』も、早急には不要な 中央卸売市場 不振な先進諸都市の実例 仙台市勢振興調査会答申」という見出しで、次のように報じている。

「仙台市産業部では中央卸売市場開設につき諸調査を進めているが、市勢振興調査会第五部（産業、観光）では先進都市の実情視察の結果、この問題につき必要な施設ではあるが、いま早急に実現を企図する必要なしとする意見支配的となり、その旨市長に答申する事になる模様である。勿論この答申書案は直ちに採択さるべき性質のものではないが、先年先進都市の市場を視察調査した委員の報告によれば、一斉に早急なる実現を強調してをり、市理事者が如何にこれを取扱ふか注目されている。各地市場視察の結果によれば、横浜市は設備に莫大な経費を要し資金固定、使用料をもってやうやく市債を償還、維持費約十四万円は一般会計をもって賄っている実情、また神戸市も同様、経営に困難を感じ、自治体において経営すべきものに非ずとする意見をすら抱蔵、京都市はやうやく収支償ふ状態にあるも、苦節十年こゝに到達するに至ったもので、以上の実情が委員をして考慮せしめ、“急ぐ必要なし”とする結論を生むに至ったものと観測されている。なほ同部会からは観光館建設、博覧会開設問題等についても答申される事になる模様である。」

ついにその開設が実現することになる⁶⁶⁾。

⁶⁶⁾ この間の経緯については、さしあたり、仁昌寺正一「市場」、『仙台市史 通史編8 現代1』第四章第四節、仙台市、2001年9月、200～210ページを参照されたい。